

# 旅行業界における広告表示の自主ルール



旅行業公正取引協議会

# 目次

---

I	景品表示法と公正競争規約 .....	1
II	旅行業公正取引協議会の概要等 .....	2
III	表示規約の概要 .....	3
IV	不当表示防止のための取組 .....	7
V	規約設定の効果等 .....	9

---

# I 景品表示法と公正競争規約

## ■ 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

一般消費者がより良い商品・サービスを安心して選ぶことができる環境づくりのための大切な役割を担う法律

### 第1条（目的）

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、**一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護**することを目的とする。

### 第5条（不当な表示の禁止）

- 1 優良誤認表示
- 2 有利誤認表示
- 3 指定告示（原産国表示等）

公正競争規約設定  
の根拠

### 第36条（協定又は規約）

事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、**一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定**することができる。

## ■ 公正競争規約

- 景品表示法第36条の規定に基づいて自主的に設定する業界のルール
- 業界の商品特性や取引の実態に即して、景品表示法だけではなく、他の関係法令による規制も広く取り入れて、**的確に、より具体的に、きめ細かく設定**することが可能

【規約設定状況】（2025年1月末現在）

業種	景品	表示	計
乳製品等	1	5	6
飲料	1	6	7
食卓食品	3	11	14
調味料	3	6	9
菓子類等	3	8	11
酒類	7	7	14
家電・家庭用品等	2	10	12
化粧品等	3	5	8
出版・サービス	5	2	7
自動車等	3	4	7
不動産	1	1	2
医療	4	0	4
金融	1	1	2
<b>計</b>	<b>37</b>	<b>66</b>	<b>103</b>

【公正マーク】

### 商品に表示



### 広告等に表示



出典：（一社）全国公正取引協議会連合会HPより

## Ⅱ 旅行業公正取引協議会の概要等

### ■ 表示規約設定経緯

- ・1983年（昭和58年） 公正取引委員会（当時の景品表示法所管）が、旅行会社数社に対し、旅行者に提供した「特典」や「プレゼント」が過大な景品提供に当たるとして排除命令
- ・1984年（昭和59年）10月 「旅行業における景品類の提供制限に関する公正競争規約」（景品規約）の認定
- ・1985年（昭和60年）1月 旅行業公正取引協議会設立
- ・1990年（平成2年） 公正取引委員会が、旅行会社数社に対し、観光日程中の白夜、美術館見学等の表示が不当表示に当たるとして排除命令
- ・1992年（平成4年）5月 「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約」（表示規約）の認定

### ■ 設立年月日：1985年（昭和60年）1月23日

### ■ 会 員 数：274社（2025年1月末現在）（旅行業登録業者数：約12,000社）

### ■ 運 用 規 約：①旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（景品規約） ②募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（表示規約）

### ■ 推 定 シェア：約97%

### ■ 主 な 事 業：旅行広告の適正化推進と関係法令の普及

- ・公正競争規約説明会の開催
- ・コンプライアンスセミナーの開催
- ・相談業務

#### 広報活動

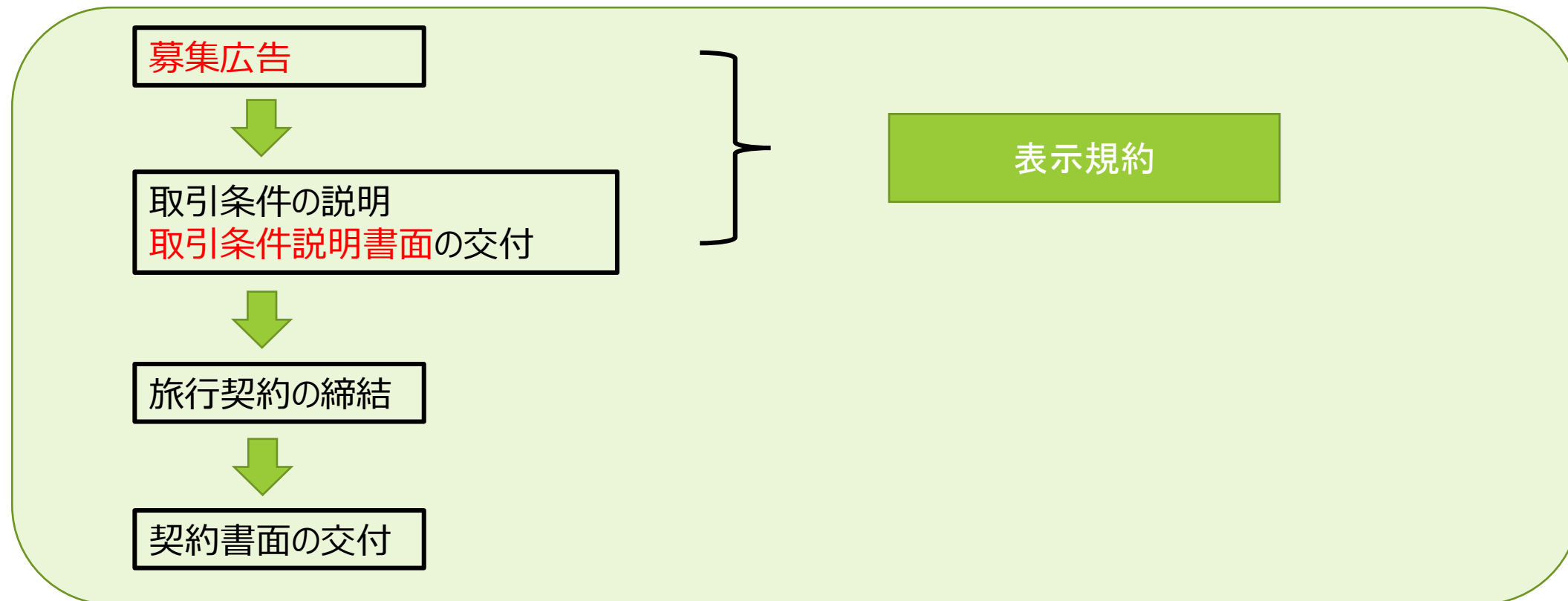
- ・広報誌の発行（年4回）、ホームページによる情報発信
- ・協議会マーク・ロゴマークのPR
- ・国民生活センターとの意見交換会、消費者懇談会

## Ⅲ 表示規約の概要

### ■ 旅行の取引の流れと旅行業法での規制

旅行業法（観光庁所管）は、旅行契約に際して、取引に係る手順（下図参照）を定め、広告に表示すべき事項及びその表示方法、誇大広告の禁止を規定

さらに、募集広告の表示方法について、より詳細な「企画旅行に関する広告の表示基準等について」を定めている



## 【表示規約の主な内容】

- 必要表示事項に関する表示基準 **(右表参照)**  
募集広告：11項目、説明書面：19項目
- 特定事項の表示基準
  - ・写真、イラスト
  - ・オプションツアー
  - ・割引価格
  - ・温泉
- 特定用語の使用基準
  - ・優位性、最上級等を意味する用語
  - ・推賞を意味する用語
  - ・安全を意味する用語
  - ・確約、指定等の用語
- 特殊旅行の表示基準
  - ・ホームステイツアー
  - ・モニター旅行
  - ・ツアー登山旅行
- 禁止事項
  - ・不当な二重価格表示の禁止
  - ・おとり広告の禁止
  - ・不当表示の禁止（観光、運送、宿泊、食事等14項目）  
**(P6参照)**

## 【必要表示事項に関する表示基準】

	必要表示事項	説明書面	募集広告
1	企画旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	○	○
2	企画旅行者以外の事業者が企画旅行者を代理して契約を締結しようとする場合にあっては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号	—	—
3	企画旅行者の代理業者又は受託旅行者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号	○	○
4	当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号	○	○
5	当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名	○	—
6	旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項	○	○
7	旅行者が次号で定める旅行代金によって提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項	○	○
8	旅行代金に関する事項	○	○
9	旅程管理業務を行う者の同行の有無	○	○
10	全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無	○	—
11	旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの	—	○
12	申込先	○	○
13	契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	—
14	契約の変更及び解除に関する事項	○	—
15	責任及び免責に関する事項	○	—
16	旅行中の損害の補償等に関する事項	○	—
17	契約内容の重要な変更が生じた場合に係る旅程保証制度に基づく変更補償金に関する事項	○	—
18	最少催行人員に関する事項	○	○
19	参加資格に関する事項／参加条件に関する事項	○	○
20	安全及び衛生に関する事項	○	—
21	個人情報保護に関する事項	○	—
22	旅行条件の基準期日	○	—
23	取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨	—	○
24	協議会マーク又はロゴマーク	※○	—

※旅行業公正取引協議会会員のみ表示可

## ■ 不当表示の禁止

表示規約第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は募集広告等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- **観光等のサービス内容**について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- **運送サービスの内容**について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- **宿泊サービスの内容**について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- **食事サービスの内容**について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実と相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- **温泉**について、源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っている場合に、源泉をそのまま使用していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- 浴槽内の**温泉の適応症**について、実際には療養泉としての基準値を維持していないにもかかわらず、基準値を維持していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

- **参加条件又は催行条件等**について、事実と相違する表示又は実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- **旅行代金**の額、支払方法等について、事実と相違する表示又は実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- 事実と反して、公的機関その他の団体による**「後援」又は「協賛」**の表示をすることにより、あたかもそれらの機関等からの協力、支援が得られるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- **「推賞」、「推奨」、「推薦」等**を受けていないのに、受けていると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- 一般消費者に広く適用される価格を**優待価格**と表示することにより、あたかもその価格による提供が特定のものと与えられた優遇であると誤認されるおそれがある表示
- 客観的、具体的事実がないのに、**価格が著しく安いという印象を与える用語**を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
- 旅行者が提供を受ける**旅行サービスの内容、品質、取引条件等の一部分の特色を強調**することにより、あたかも全体が実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- 前記各号に掲げるもののほか、**規約第5条から第11条の2までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示**で、実際のものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示



## IV 不当表示防止のための取組

### ■ 公正競争規約説明会

表示・景品規約の理解促進を図るため、旅行商品の広告作成担当者等を対象に、オンラインを利用して説明会を開催（年1回、2024年度実績：約3,000名）

### ■ 景品・表示等管理責任者向け研修会

広告の責任者等を対象に、広告審査のチェックポイント、管理体制等について研修（随時）

### ■ Web広告表示審査会

不当表示の未然防止のため、会員のWeb広告を審査し、必要表示事項の不備、不当表示のおそれのある表示について指導（年4回、約50社）その後、フォローアップを実施

### ■ 広報誌の発行

消費者庁等から公表された措置命令等の行政の動き、会員からの相談のうち、会員の参考となる事例をQ&Aで紹介（年4回）

### ■ 国民生活センターとの意見交換

国民生活センターに一般消費者から寄せられた旅行に関する苦情の事例、傾向の報告のほか、旅行広告に関する意見・要望等について意見交換（随時）

### ■ 消費者懇談会

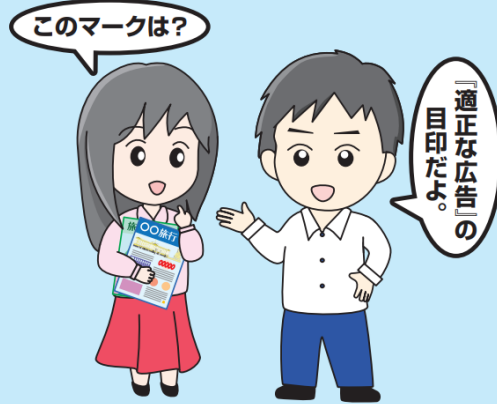
表示規約の運用の参考に資するため、一般消費者の旅行広告に対する意見、要望を聴取するほか、旅公協の活動内容等について意見交換（随時）

### ■ 公正マーク・ロゴマーク等のPR（P8参照）

表示規約に則って適正な表示を行い、お客さまに信頼される旅行広告に取り組んでいる証としての公正マーク・ロゴマークを新聞広告、交通広告等に掲載（随時）

## ロゴマーク

### 旅行の広告で見かけるこのマークはなんだろう…?



“旅行業公正取引協議会”会員の「ロゴマーク」です。

お客様に信頼される旅行広告に取り組んでいるマークです。会員会社の旅行広告には、このマークが表示されています。旅選びの目印としてご確認ください。



旅行業公正取引協議会

旅公協

検索

## リーフレット



### 安心な旅選びはこのマークが目印!

“旅公協”マークがついた旅行会社のパンフレットなら、旅に必要な情報がしっかり明示されているので、自分に合ったツアーが選べます。旅先での“こんなはずじゃなかった”を防ぐ旅選びは、このマークが目印です。

**CHECK 1** 立ち寄る観光地は?  
楽しみだったのにバスの中から見るだけだった!なんてことがないようにチェック!

**CHECK 2** 移動の乗り物は?  
バス?新幹線?どんな乗り物で移動するかチェック!飛行機なら航空会社も参考に!

**CHECK 3** 泊まるのはどんな宿?  
宿泊施設名はもちろん、「Aランクの宿」と表示があれば、ランク表も見ておこう。

**CHECK 4** 客室タイプは?  
希望は和室?和洋室?洋室ならツイン・ダブルなどのタイプもチェック!

**CHECK 5** 食事の内容は?  
ツアーに含まれる食事回数を確認。「食」がメインのときは、食事の内容もチェック!

**CHECK 6** 旅行代金はいくら?  
平日?連休中?出発日によって旅行代金も異なるので、料金カレンダーをチェック!

**CHECK 7** 写真の内容は?  
写真が旅程に含まれるものかチェック!季節の風景や料理の写真には「イメージ」と注記が入ることも。



旅行業公正取引協議会の会員旅行会社は、お客様に信頼される旅行広告に取り組んでいます。

旅行業公正取引協議会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通商が関ビル 5F

旅公協 検索 <http://www.kotoriyo.org/>

PR

# V 規約設定の効果等

## ➤ 商品特性・取引実態に即した表示のルール化

景品表示法は、あらゆる業種に適用される法律であるため、規制内容は一般的・抽象的にならざるを得ないが、公正競争規約では、商品特性や取引の実態に即して、景品表示法だけではなく、他の関係法令による規制も広く取り入れて、**的確に、より具体的に、きめ細かく設定**することが可能

## ➤ 業界における表示基準の標準化

公正競争規約の適用対象は、公正取引協議会に加入する会員に限定されているものの、規約が定着していると認められれば、消費者庁等が非会員の被疑事案を調査する際に、不当表示か否かの判断に参酌される

## ➤ 不当表示の未然防止とコンプライアンス意識の醸成

公正取引協議会の活動を通じて、表示規約違反の事例等の共有や広告作成時に疑義が生じた表示について事前相談を行うことにより、**不当表示の未然防止**につながるとともに、定期的な規約説明会の受講により、コンプライアンス意識の醸成が図れる

## ➤ 社会的信頼の向上

表示規約に従って表示を行うことにより、これが定着することで一般消費者の適正な商品選択をしやすい環境が整備されることとなり、**業界全体に対する信頼を向上**することが期待される

## ◆ 今後の課題

- ・航空会社が導入している価格変動型運賃（ダイナミックプライシング）を利用した旅行代金の表示の在り方
- ・Web広告における必要表示事項等の表示方法（画面遷移）、文字ポイント等